

# 税関に関するタックスアラート

## 税務管理法の改定法にて規定される関税納付期限、HSコード及び関税価値の事前確認に関するガイドライン Official Letter 8356/BTC-TCHQ

2013年6月28日に、財務省は税務管理法改定法 No. 21/2012/QH13 に規定する関税納付期限、HSコード及び関税価値の事前確認に関するガイドライン OL 8356/BTC-TCHQ を公表しました。

OL 8356 では以下の新たな規則が盛り込まれます：

### 要約

- ▶ 財務省によって公表された OL 8356/BTC-TCHQ は税務管理法改定法が規定する関税納付期限、HSコード及び関税価値の事前確認に関するガイドラインである。



# EY

Building a better  
working world

## 輸出入品に対する関税の納税期限

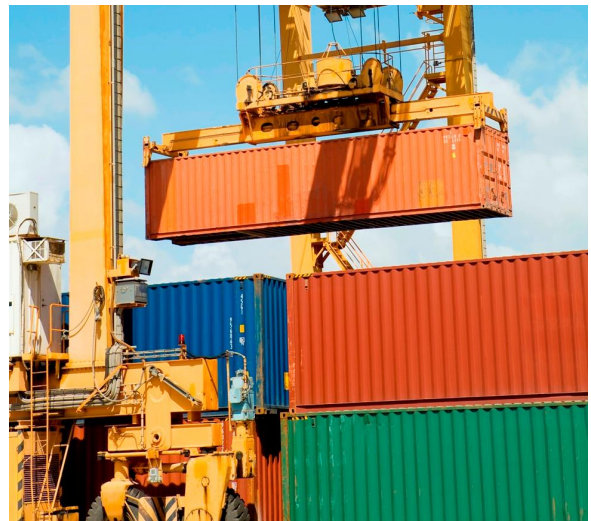
- ▶ 国内販売目的の輸入品：事業者は商品を通関又は引取る前に関税を納付しなければなりません。
- ▶ 金融機関が関税納付を保証する場合、商品を通関又は引取り後に納税できますが、商品の通関日又は引取り日から納付日までの延滞税が課されます。保証期間は通関申告書を提出してから最大で 30 日以内であると規定されています。
- ▶ 輸出品生産のための輸入原材料に対する納税期限は税関申告書の提出日より最大 275 日以内となります。OL 8356 は 275 日間の納税期限を適用する事例及び条件を詳細に規定しています。
- ▶ 一時的に輸入、再輸出する商品（保税倉庫に保管する場合を含む）：事業者は各種関連税金（販売用輸入品と同様）を一時的に納付しなければなりません。再輸出する際に還付されます。
- ▶ OL 8356 ではその他特定事例の税金の納付期限についても規定しています。

## 輸出入品の HS コード、関税価値の事前確認

- ▶ 輸出入品の HS コード、関税価値の事前確認とは税関当局が関連組織・個人の申請に従って通関手続きを実施する以前に、輸出入品の HS コード、関税価値を事前確認する文書を発行する手続きです。
- ▶ 輸出入品の HS コード、関税価値の事前確認により、通関業務の信頼性が増し、業務の効率も増し、コンプライアンスコストの削減、通関手続きにおける HS コード確認と関税価値の適用に関する事業者と税関当局間の紛争を減らすことができます。
- ▶ HS コード、関税価値の事前確認の結果を通知する文書は署名日より 3 年間効力を有しますが、実際に輸出入した商品が HS コード、関税価値の事前確認を申請した商品と異なる場合には無効となります。
- ▶ OL 8356 は HS コード、関税価値の事前確認に関する申請書類、手続き、事前確認文書の適用条件、効力を明確に規定しています。但し、HS コード、関税価値が事前確認されるための条件、

手続き、書類はかなり複雑なので、適用する前に、事業者はこれらの規定及び自社の現状をしっかりと検討する必要があります。

これらの変更に伴う影響が予測される場合や、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談下さい。



## お問い合わせ先

本Tax Watch Update及び EY ベトナムが提供する税務及びアドバイザー業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> huong.vu@vn.ey.com	パートナー
<b>Trang Pham</b> trang.pham@vn.ey.com	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	ディレクター
<b>The Gia Tran</b> the.gia.tran@vn.ey.com	ディレクター
<b>佐藤 行洋</b> Yukihiro.Sato@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー
<b>Kyung Hoon Han</b> Kyung.hoon.han@vn.ey.com	韓国系企業担当マネージャー

### ホーチミン事務所

<b>Christopher Butler</b> christopher.butler@vn.ey.com	パートナー
<b>Nhung Tran Thi Tuyet</b> nhung.tran@vn.ey.com	パートナー
<b>Nitin Jain</b> nitin.jain@vn.ey.com	パートナー
<b>Thinh Xuan Than</b> thinh.xuan.than@vn.ey.com	ディレクター
<b>Thy Anh Huynh</b> thy.anh.huynh@vn.ey.com	ディレクター
<b>小野瀬 貴久</b> 日系企業担当インドシナ統括ディレクター Takahisa.onose@vn.ey.com	

## EY | Assurance | Tax | Transaction | Advisory

### EYについて EY概要

EYはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザーのグローバルリーダーです。弊社は高品質な専門業務やインサイト情報を提供することにより資本市場及びグローバル経済に於ける信頼関係を構築いたします。弊社の顧客に対する約束を守るため、優秀な人材の開発を目指します。そうすることによって、弊社のスタッフ、顧客、コミュニティのために、より良い社会の構築のために積極的役割を担います。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

©2013 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
APAC no. 16000002  
ED None

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的ガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[ey.com](http://ey.com)